

# 改正社会保険法

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

## 改正社会保険法

### ● 仏暦 2558 年・社会保険法令（第 4 版）

#### 第 1 条（名称）

本法令を「仏暦 2558 年社会保険法令（第 4 版）（プララーチャバンヤット・プラカンサンコム）」と呼ぶ。

#### 第 2 条（施行日）

本法令は官報公示日から 120 日が経過した時に施行する。〔官報公示日は 2015 年 6 月 22 日〕

#### 第 3 条（除外対象）

仏暦 2537 年社会保険法令（第 2 版）によって改定増補された仏暦 2533 年社会保険法令の第 4 条を廃止し、以下の内容に置き換える。

##### 「第 4 条

本法令は以下の者には適用しない。

- （1）中央公務機関、地方公務機関、及び地方公共団体の公務員と被雇用者。
- （2）病院付属学校、または大学の被雇用者である生徒、学生。
- （3）外国政府または国際機関の被雇用者。
- （4）勅令で定めたその他の事業または被雇用者。」

#### 第 4 条（被雇用者の定義）

仏暦 2533 年社会保険法令の第 5 条の「被雇用者（ルークチャーン）」の定義内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「「被雇用者（ルークチャーン）」とは、賃金を受け取って使用者のために働く者を意味する。」

#### 第 5 条（身体障害の定義）

仏暦 2533 年社会保険法令の第 5 条の「身体障害（トゥッポンパープ）」の定義内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「「身体障害（トゥッポンパープ）」とは、身体器官の喪失、身体器官もしくは身体の機能の喪失、または精神の正常な状態の喪失により、通常の業務ができなくなることを意味する。ここに医療委員会の助言により事務局長が布告規定した原則に従う。」

#### 第 6 条（災害の定義）

仏暦 2533 年社会保険法令の第 5 条の「災害（パイピバット）」の定義内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「「災害（パイピバット）」とは、自然発生か人災かを問わず、人の生命または身体に危険を及ぼす、もしくは人または国の財産に損害をもたらす火災、風害、水害、または地震、その他の災害を意味する。」

#### 第 7 条（社会保険委員会）

仏暦2537年社会保険法令（第2版）によって改定増補された仏暦2533年社会保険法令の第8条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

## 「第8条

労働省次官を委員長とし、財務省代表、社会開発・人間安全保障省代表、内務省代表、保健省代表及び予算局長、大臣が任命する使用者側代表、被保険者側代表7人ずつを委員とする『社会保険委員会』を設置する。

事務局長を委員兼書記とする。

第1段に基づく使用者側代表と被保険者側代表は、使用者側、被保険者側の共同参加、男女比率、障害者、機会の少ない弱者の共同参加を考慮して選出する。ここに選出の原則と方法は大臣が定めた規約に従う。

委員会は事務局の公務員を副書記に任命することができる。」

## 第8条（有識者顧問）

以下の内容を仏暦2533年社会保険法令の第8／1条、第8／2条、第8／3条として付け加える。

### 「第8／1条

委員会は7人以下の有識者を委員会の顧問に任命する権限を有する。このとき金融、財務、社会保険制度、投資運用、経営、医療、法律の各面で知識、能力及び10年以上の経験を有する者から選ぶ。

第1段に基づく有識者の選出の原則と方法は大臣が定めた規約に従う。

### 第8／2条

第8条に基づき大臣が任命する委員、または第8／1条に基づき委員会が任命する顧問は、以下の資格を有し、かつ禁止態様にあってはならない。

- (1) タイ国籍を有する。
- (2) 精神異常者、精神耗弱者ではない。
- (3) 無能力者、準無能力者ではない。
- (4) 破産者ではない、または破産者だったことがない。
- (5) 確定判決で禁錮刑判決を受けたことがない。ただし過失罪、軽犯罪を除く。
- (6) 裁判所から異常蓄財で財産の没収判決または命令を受けたことがない。
- (7) 背任により国の機関、または民間の事業所により解任、罷免、もしくは解雇されたことがない。
- (8) 直接的、間接的に事務局との契約の当事者ではない、または契約当事者として事業に利害関係を有する者ではない、もしくは事務局と関係する事業を有する者ではない。
- (9) 政治公務員（注／大臣、国会議員）、政治的地位者（注／大臣顧問など）、地方自治体の議員または行政者、政党の委員または顧問、もしくは職員ではない、またはそうだったことがない。ただし当該地位から退任して3年以上経った場合はその限りではない。

### 第8／3条

大臣が任命した委員は、国家汚職防止取締委員会に資産・負債リストを提出しなければならない汚職防止取締についての憲法付属法に基づく高官であるものとみなす。ここに当該リスト提出期限日から30日以内に公衆に公開する。」

## 第9条（任期）

仏暦2533年社会保険法令の第10条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

### 「第10条

第8条に基づき大臣が任命する委員、または第8/1条に基づき委員会が任命する顧問は、1期2年の任期を有する。」

## 第10条（退任）

仏暦2533年社会保険法令の第11条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

### 「第11条

第8条に基づき大臣が任命する委員、または第8/1条に基づき委員会が任命する顧問は、任期に基づく以外に、以下の時に退任する。

- (1) 死亡した。
- (2) 辞任した。
- (3) 任務に対する瑕疵、非行、能力喪失により、委員会が定めた規約に従い全委員数の過半数の票をもって解任を決議した。
- (4) 第8/2条に基づく資格を失った、または禁止態様にある。

大臣が任命した委員、または委員会が任命した顧問が任期切れ前に退任した場合、大臣または委員会は第8条、もしくは第8/1条に基づき同じカテゴリーから人選し、代替りの委員、顧問に任命する。代わりに任命された者は前任者の残り任期と同じ任期とする。

委員会がすでに任命された顧問の任期途中に、新たに顧問を任命した場合、新たに任命された顧問の任期はすでに任命されていた顧問の残り任期と同じとする。」

## 第11条（医療委員会）

仏暦2537年社会保険法令（第2版）によって改定増補された仏暦2533年社会保険法令の第14条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

### 「第14条

大臣が任命した委員長、委員合わせて16人以下からなる『医療委員会』を設置する。

事務局代表を委員兼書記とする。

第1段に基づく委員長、委員は様々な分野の医学、または保健経済学面、医療機関の質の開発面の有識者から選出するとともに、使用者側代表、被保険者側代表それぞれ1人ずつ選出し、任期は1期2年とする。

第8／1条第2段、第8／2条、第10条第2段、第11条、第12条、及び第13条を準用する。」

## 第12条（医療委員会の権限）

仏暦2533年社会保険法令の第15条（2）の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「（2）第49条、第63条、第66条、第68条、第70条、第71条、及び第72条に基づく受益の原則、レート、期間を定める。」

## 第13条（監査委員会）

以下の内容を仏暦2533年社会保険法令の第24／1条として付け加える。

### 「第24／1条

基金は会計基準に従った基金に相応しい会計システムを採用、維持し、事実に従い、かつ相当の財務ポジション、その項目の出所である内容を示す支出入、資産及び負債を記した帳簿を有していなければならない。ここに透明な監督のために大臣が任命する監査委員会を設置し、定期的に内部監査があるようにする。

監査委員会の選出の原則、方法、構成、及び権限義務は委員会の助言をもとに大臣が定めた規約に従い、第10条、第11条、第12条、及び第18条を準用する。」

## 第14条（基金取得不動産）

以下の内容を仏暦2533年社会保険法令の第26条として付け加える。

### 「第26条

第1段に基づく基金の利益追求により得た不動産は、国有財産とみなさず、事務局が基金のために所有権を保持する。」

## 第15条（基金の財務報告）

仏暦2537年社会保険法令（第2版）によって改定増補された仏暦2533年社会保険法令の第27条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

### 「第27条

委員会は基金の前年の財務諸表を大臣に提出する前に、暦年の年末から6か月以内に国家会計検査院に提出し、検査を受ける。

大臣は第1段に基づく基金の財務諸表を内閣に提出し、内閣は衆議院及び参議院に提出、通知し、官報で公示する。」

## 第16条（年次報告書）

以下の内容を仏暦2533年社会保険法令の第1編・総則、第3章・社会保険基金の第27／1条として付け加える。

### 「第27／1条

事務局は基金の支出入、将来の業務可能性を示した報告書を作成し、委員会に毎年提出し、公衆に公開する。」

## 第17条（被保険者登録）

仏暦2533年社会保険法令の第34条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

### 「第34条

第33条に基づく被保険者である被雇用者を有する使用者は、使用者登録届出書、及び被保険者登録届出書を、その被雇用者が被保険者となった日から30日以内に事務局に提出する。ここに事務局長が布告規定した書式と方法に従う。」

## 第18条（拠出金額）

仏暦2537年社会保険法令（第2版）によって改定増補された仏暦2533年社会保険法令の第39条の第2段の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第46条に基づき基金に納入する、第1段に基づく被保険者の拠出金計算の基礎として使用する金額は、省令で定めたレートに従う。ここにその時の経済情勢との適合性を考慮する。」

## 第19条（任意加盟）

仏暦2533年社会保険法令の第40条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

### 「第40条

第33条に基づく被雇用者ではない者、または本法令の強制下でない者は、事務局に加入の意思を示すことにより、本法令に基づく被保険者として加入することができる。ここにその者の資格は勅令で定めたところに従う。

被保険者の拠出金の原則とレート、第54条に基づき受け取る手当の種類、手当受給の権利における原則と要件は、勅令で定める。

政府は省令で定めたレートに従い基金に拠出金を支払うが、第1段に基づく被保険者から支払われる拠出金の半分を超えない。」

## 第20条（届出の変更）

仏暦2537年社会保険法令（第2版）によって改定増補された仏暦2533年社会保険法令の第44条の第1段の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

### 「第44条

事務局に提出した届出の内容に係る事実関係に変更がある場合、使用者は当該変更があった月の翌月15日までにその変更、または改定増補を通知する。ここに事務局長が布告規定した書式及び要件に従う。」

## 第21条（災害時）

以下の内容を仏暦2533年社会保険法令の第46／1条として付け加える。

### 「第46／1条

ある土地で重大な災害が発生し経済情勢に影響を及ぼした場合、大臣は内閣の承認により、使用者と被保険者の拠出金支払いを軽減するにあたっての原則、方法、要件を布告規定することができる。

第1段に基づく布告にあたっては経済情勢とともに基金の安定を重要なものとして考慮し、軽減は1回につき6か月を超えない。」

## 第22条（拠出金納入）

仏暦2537年社会保険法令（第2版）によって改定増補された仏暦2533年社会保険法令の第47条の第1段、第2段の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

### 「第47条

使用者は被保険者への賃金支払いがあった時に毎回、第46条に基づく被保険者の拠出金部分として納入しなければならない金額を賃金から差し引き、被保険者は賃金支払い日をもって拠出金を支払ったものとみなす。

使用者は第1段に基づき差し引いた被保険者の部分の拠出金と使用者の部分の拠出金を、拠出金納入を示す届出書式とともに、拠出金を賃金から差し引いた月の翌月15日までに事務局に納める。ここに事務局長が布告規定した書式と方法に従う。」

## 第23条（未払いの場合）

仏暦2533年社会保険法令の第49条の第1段の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

### 「第49条

第47条で定められた期間内に、自己の部分、または被保険者の部分の拠出金を納入しなかった、もしくは全額を納入しなかった使用者は、拠出金を納入しなければならない日の翌日から、納入しなかった拠出金の金額、または足りない部分の金額の月2%のレートで追加金を支払わなければならない。ここに計算された追加金は使用者が支払わなければならない拠出金額を超えてはならない。」

## 第24条（手当）

仏暦2533年社会保険法令の第54条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

### 「第54条

被保険者、または本法令に基づく権利を有する者は、基金から以下の手当を受給する権利を有する。

- (1) 傷病、健康増進及び病氣予防の場合の手当。
- (2) 出産手当。
- (3) 障害手当。
- (4) 死亡手当。
- (5) 子ども手当。
- (6) 高齢手当。

(7) 失業手当。ただし第39条に基づく被保険者は除く。  
第1段に基づく手当の受給権は譲渡できず、強制執行の対象にはならない。」

## 第25条（他の権利）

以下の内容を仏暦2533年社会保険法令の第54/1条として付け加える。

### 「第54/1条

本法令に基づく請求、または権利、利益の取得は、被保険者もしくは本法令に基づき権利を有する者が他の法律に基づき得た権利または利益を損なわない。」

## 第26条（受給の請求）

仏暦2537年社会保険法令（第2版）によって改定増補された仏暦2533年社会保険法令の第56条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

### 「第56条

自己が第54条に基づく手当を受ける権利を有すると判断し、手当受給を望む被保険者、またはいずれかの者は、権利発生日から2年以内に、事務局長が定めた規約に従い、事務局に手当受給を請求する。事務局長、または事務局長が委任した者は速やかに命令を検討する。

第1段で定められた期間を超えて手当受給の請求がある場合、請求人は事務局長に対し当該期間内に請求できない事由と必要性を示さなければならない。事務局長が十分な事由と必要性があると判断すればその請求を受理し、検討する。

第1段に基づく手当の支払い命令があり、被保険者または権利を有する者に通知した場合、被保険者または権利を有する者は速やかに当該金を受け取る。事務局からの通知を受けた日から2年以内に受取に現れない場合、当該金は基金に帰する。」

## 第27条（賃金計算）

仏暦2537年社会保険法令（第2版）によって改定増補された仏暦2533年社会保険法令の第57条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

### 「第57条

第33条に基づく被保険者に対する所得保障手当金支払いにおける日給の計算は、受給の権利が生じた月より前、15か月内の拠出金計算の基礎となる賃金の最も多い3か月の賃金を90で割ることにより計算する。被保険者の賃金が3か月に満たない場合、日割りの平均賃金で計算する。」

## 第28条（61条の廃止）

仏暦2537年社会保険法令（第2版）によって改定増補された仏暦2533年社会保険法令の第61条の内容を廃止する。

## 第29条（所得保障手当）

仏暦2537年社会保険法令（第2版）によって改定増補された仏暦2533年社会保険法令の第61の2条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第61／1条

被保険者が同じ時期に第64条と第71条に基づく所得保障手当を受給する権利を有する場合、一つの種類のみ所得保障手当を受給する権利を有し、事務局長が定めた書式に従い受給の意思を示す。」

第30条（傷病手当）

仏暦2533年社会保険法令の第63条の第1段の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第63条

就労外の理由による傷病の場合の手当は以下のようになる。

- （1）診療費。
- （2）健康増進及び病気予防費。
- （3）医療施術及びリハビリ費。
- （4）病院での治療費。
- （5）薬代。
- （6）患者を送迎する救急車または乗物代。
- （7）被保険者が医療サービスによる損害を受けた場合、被保険者に対する初期的な支援金としての費用。事務局は被保険者への初期的な支援金を支払った後、過失行為者に求償する権利を有する。
- （8）必要なその他の費用。」

第31条（出産手当）

仏暦2537年社会保険法令（第2版）によって改定増補された仏暦2533年社会保険法令の第65条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第65条

被保険者は自己または妻の出産の場合に、医療サービスを受けた日の前、15か月の期間内に被保険者が5か月以上、拠出金を納入していれば、手当を受給する権利を有する。

被保険者に妻がない場合でも、事務局長が定めた規約に基づき、被保険者が女性と公開した夫婦関係にあれば、被保険者はその女性が出産した場合に手当を受給する権利を有する。」

第32条（障害手当）

仏暦2537年社会保険法令（第2版）によって改定増補された仏暦2533年社会保険法令の第71条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第71条

被保険者が就労以外の理由で障害者になった場合、委員会の承認により医療委員会が定めたレートと期間に基づき所得保障手当を受給する権利を有する。ここに所得保障手当は第57条に基づく賃金の50%を超えてはならない。

被保険者が就労以外の理由で障害者になり、その障害が委員会の承認により医療委員会が定めた原則に基づき重大な喪失である場合、第57条に基づく賃金の50%の所得保障手当を生涯にわたって受給する権利を有する。」

### 第33条（死亡手当）

仏暦2537年社会保険法令（第2版）によって改定増補された仏暦2533年社会保険法令の第73条の（2）の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「（2）被保険者が死亡した場合の福祉金は、被保険者が文面でその福祉金を受け取る権利を有する者であると示した者に支払われる。ただし被保険者が文面で示さなかった場合、被保険者の夫または妻、父母、もしくは子に、以下の金額を均等分した額を支払う。

（a）死亡前に被保険者が36か月以上、120か月未満、拠出金を納入していれば、第57条に基づき計算できるひと月あたり賃金の50%に4を乗じた額を支払う。

（b）死亡前に被保険者が120か月以上、拠出金を納入していれば、第57条に基づき計算できるひと月あたり賃金の50%に12を乗じた額を支払う。」

### 第34条（病死のケース）

仏暦2537年社会保険法令（第2版）によって改定増補された仏暦2533年社会保険法令の第73の2条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

#### 「第73／1条

第64条に基づく慢性病による傷病、または第71条に基づく障害により所得保障手当を得た被保険者が死亡した場合、第73条に基づく葬式代と福祉金を支払う。このとき被保険者が死亡前の最後の月に得た所得保障手当を計算の基準とする。

被保険者が第73条に基づき死亡した場合に、葬式代と福祉金を受け取る権利を有する者がいる場合、第73条に基づき葬式代と福祉金のみ受け取る。」

### 第35条（子供手当）

仏暦2537年社会保険法令（第2版）によって改定増補された仏暦2533年社会保険法令の第75の3条第1段の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

#### 「第75の3条

被保険者は満15歳以下の省令で定めた年齢の子について、3人まで子供手当を受給する権利を有する。ここに養子または養子に出した子は含まない。」

### 第36条（外国人）

以下の内容を仏暦2542年社会保険法令（第3版）によって改定増補された仏暦2533年社会保険法令の第77の2条第3段のとする。

「タイ国籍を有していない被保険者が、180か月にわたって拠出金を納入したかどうかを問わず、被保険者でなくなり、タイ国に滞在しないことを望む時、老齢年金を受給する権利を有する。ここに省令で定めた原則、方法、要件に従う。」

## 第37条（老齢一時金）

仏暦2537年社会保険法令（第2版）によって改定増補された仏暦2533年社会保険法令の第77の4条第1段の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

### 「第77の4条

第77の2条に基づき老齢年金を受給する権利を有する被保険者が、老齢年金を受給する前に死亡した場合、または老齢年金の受給者が老齢年金受給の権利を得た月から60か月以内に死亡した場合、被保険者または老齢年金受給者が死亡した日に生存している相続人が老齢一時金を受け取る権利を有する。

第1段に基づく権利を有する相続人とは、

（1）養子または他者の養子にした子を除く子は2スワン [注／1スワンは受取一時金を該当者数で割った金額]。死亡した被保険者に3人以上の子がいれば、3スワンを受け取る。

（2）夫または妻は1スワンを受け取る。

（3）生存している父母、または父もしくは母は1スワンを受け取る。

（4）被保険者が文面で老齢一時金を受け取る権利を有する者であると指定した者は1スワンを受け取る。

右のいずれかの項における相続人がいない、または相続人が死亡していた場合、受け取る権利のある相続人を有する項の相続人の間で、第77条(2)に基づき分配する。

第2段に基づく老齢一時金を受け取る権利のある相続人がいない場合、以下の被保険者の相続人、または老齢年金受給者の相続人が順に一時金を受け取る権利を有する。

（1）父母を同じくするきょうだい。

（2）父または母を同じくするきょうだい。

（3）祖父母。

（4）おじ、おば。」

## 第38条（失業手当）

以下の内容を仏暦2533年社会保険法令の第3編・手当、第8章・失業手当の第79／1条として付け加える。

### 「第79／1条

被保険者が不可避の事由により仕事ができない、または不可避の事由により通常の業務ができないことから使用者が仕事をさせない場合、仕事ができなくなる前の15か月以内に、被保険者が6か月以上拠出金を支払った時、省令で定めた原則、要件、レートに従い失業手当を受給する権利を有する。」

## 第39条（期間延長）

仏暦2537年社会保険法令（第2版）によって改定増補された仏暦2533年社会保険法令の第84の2条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

### 「第84／1条

第39条、第45条、第47条、及び第47の2条に規定された期間は、その期間に従う義務を有する者が期間を遵守できない事由があり、その事由を示して期間の延長を要請したとき、事務局長が相当と判断すれば期間を延長できる。ここにその事由がなくなってから15日以内に要請する。

第39条または第47条に定めたところに基づく期間延長は、追加金の減免事由とはならない。」

## 第40条（罰則）

仏暦2537年社会保険法令（第2版）によって改定増補された仏暦2533年社会保険法令の第97条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

### 「第97条

第34条に基づく報告書を提出した、または第44条に基づく内容変更を届け出た使用者が、虚偽の内容を届け出た場合、もしくは第47条に基づく期間内に納付を示す報告書を提出しなかった場合、6か月以内の禁錮、または2万バーツ以下の罰金、もしくはその併科に処する。」

## 第41条（経過規定／障害者手当）

仏暦2533年社会保険法令に基づく社会保険基金から障害者手当を受給したことがあり、当該手当の受給権が本法令の施行日前に終了した者は、本法令の施行日後、本法令により改定増補された仏暦2533年社会保険法令に基づき障害者手当を受給する権利を有する。

本法令の施行日前に、仏暦2537年社会保険法令（第2版）によって改定増補された仏暦2533年社会保険法令に基づく社会保険基金から障害者手当を受給する権利を有していた者は、本法令により改定増補された仏暦2533年社会保険法令の第71条第2段に基づき手当を受給する権利を有する。

## 第42条（経過規定／委員会）

本法令の施行日前に設置されていた社会保険委員会と医療委員会は、本法令によって改定増補された仏暦2533年社会保険法令の第8条に基づく社会保険委員会、または第14条に基づく医療委員会が任命されるまで、任務を継続する。ここに本法令の施行日から180日を超えない。

## 第43条（経過規定／未払い）

本法令によって改定増補された仏暦2533年社会保険法令の第49条を、本法令の施行日前に被保険者の拠出金または使用者の拠出金を納付しなかった、または全額納付しなかった使用者に準用する。

## 第44条（経過規定／勅令）

本法令の施行日前に施行されていた仏暦2533年社会保険法令の第4条（6）の内容に基づき制定された勅令は、本法令によって改定増補された仏暦2533年社会保険法令の第4条（4）の内容に基づき制定される勅令があるまで施行適用する。

第45条（主務大臣）  
労働大臣を本法令の主務大臣とする。

（おわり）